

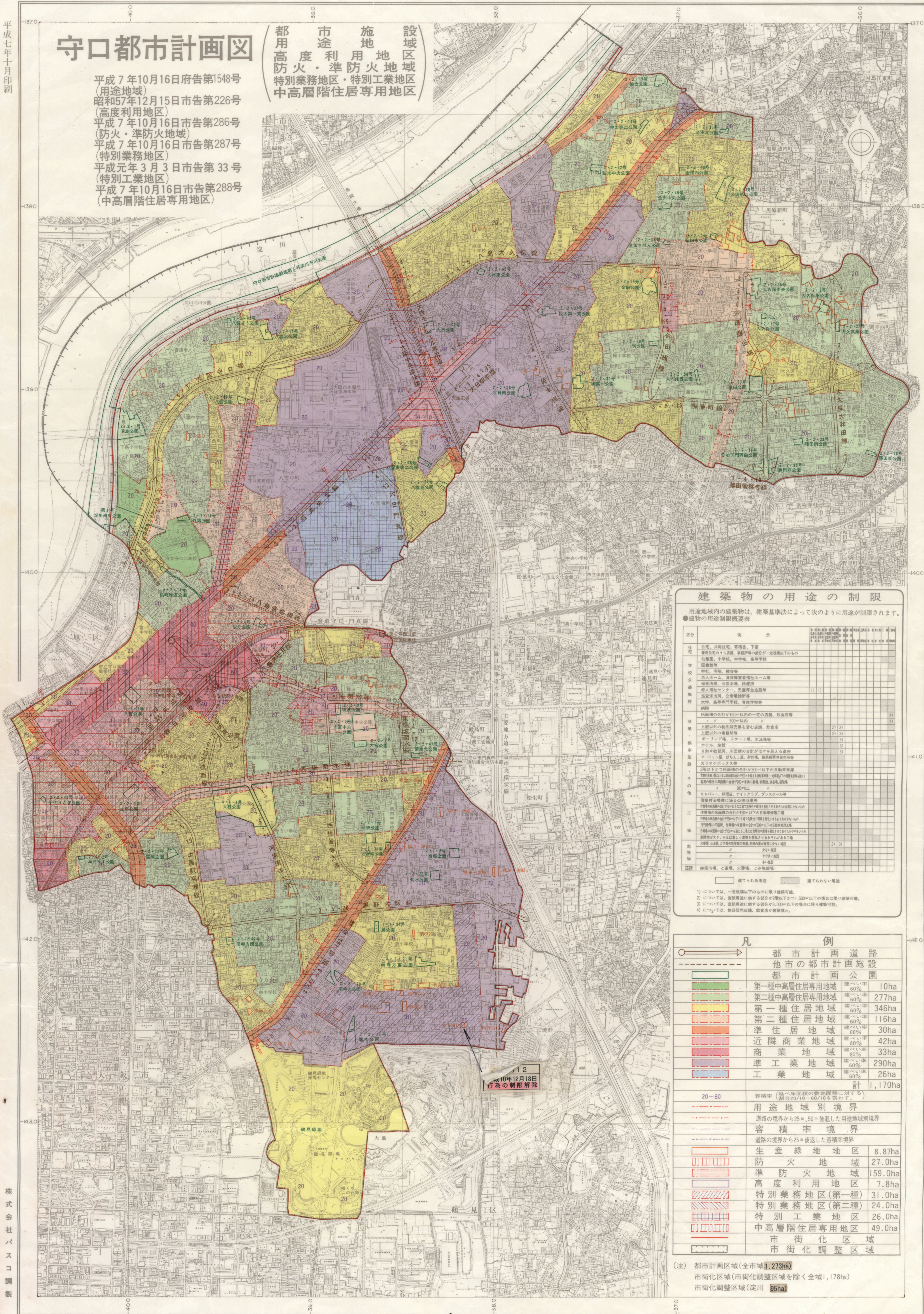
守口市全図

平成七年十月印刷

守口都市計画図

平成7年10月16日府令第1548号
(用途地域)
昭和57年12月15日市令第226号
(高度利用地区)
平成7年10月16日市令第286号
(防火・準防火地域)
平成7年10月16日市令第287号
(特別業務地区)
平成元年3月3日市令第33号
(特別工業地区)
平成7年10月16日市令第288号
(中高層階住居専用地区)

都市施設区域
高度利用地区
防火・準防火地域
特別業務地区・特別工業地区
中高層階住居専用地区



建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建築物の用途制限概要表

区分	例	示	制限
住宅	住宅、共同住宅、寄附舎、下宿	用途地域の用途制限表に定められているもの	
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	用途地域の用途制限表に定められているもの	
公共施設	福祉施設、児童館、老人ホーム、身体障害者福祉センター等	用途地域の用途制限表に定められているもの	
商業	百貨店、百貨店、百貨店、百貨店	用途地域の用途制限表に定められているもの	
工業	工場、倉庫、事務所、倉庫	用途地域の用途制限表に定められているもの	
その他	その他	用途地域の用途制限表に定められているもの	

- 1) については、一定規模以下のものに限り適用可能。
2) については、当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り適用可能。
3) については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り適用可能。
4) については、物品販売店、飲食店が適用可能。

凡	例
都市計画道路	都市計画道路
他市の都市計画施設	他市の都市計画施設
都市計画公園	都市計画公園
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
計	計
容積率	容積率
用途地域別境界	用途地域別境界
道路境界	道路境界
容積率境界	容積率境界
生産緑地地区	生産緑地地区
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
高度利用地区	高度利用地区
特別業務地区(第一種)	特別業務地区(第一種)
特別業務地区(第二種)	特別業務地区(第二種)
特別工業地区	特別工業地区
中高層階住居専用地区	中高層階住居専用地区
市街化区域	市街化区域
市街化調整区域	市街化調整区域

(注) 都市計画区域(全市域1,273ha)
市街化区域(市街化調整区域を除く全域1,178ha)
市街化調整区域(淀川 95ha)

この地図は、大阪府の承認を得て大阪府地図計画図1:2,500(平成7年作成)を用いて平成7年7月に縮小縮刷したものである。

1:10,000

0 100 500 1000

(注) この地図の詳細については、縮刷図面(1:2,500)で確認して下さい。

株式会社バスコ調製